

## 令和6年度第2回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時：令和6年9月24日（火） 10：00～10：40  
開催場所：石狩市役所5階 第2委員会室  
出席者：会長：吉田保雄  
副会長：住吉赳夫  
委員：高橋典只、玄野展、西野典男、長谷川洋子、五十嵐ルミ子  
欠席者：三田村理恵子、牧野勉、富木須磨子  
事務局：佐々木財政部長、武田財政課長、青山財政課主査、獅子内財政課主査、須川財政課主事  
傍聴者：なし

### 【開 会】

#### ●事務局（武田課長）

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻でございますので、只今より「使用料、手数料等審議会」を開会いたします。なお、三田村委員、富木委員、牧野委員からは本日都合により欠席との連絡がございましたので、ご報告申し上げます。

今回の審議会は、前回7月3日に諮問いたしました使用料、手数料等の改定について、引き続きご審議頂き、最終的な答申を固めていただく予定となりますので、よろしくお願いたします。

審議に入る前に、本審議会へ諮問しております「使用料、手数料等の改定案」につきまして、8月1日から8月31日までの1ヶ月間、市民参加手続き「パブリックコメント」を実施いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

#### ●事務局（獅子内主査）

それでは「使用料及び手数料等の改定案」に係るパブリックコメントの実施結果について、ご報告いたします。事前に送付させていただきました資料をご覧ください。

「使用料、手数料の改定について」、先月8月1日から8月31日までの期間におきましてパブリックコメントを実施し、1名の方から1件のご意見をいただきました。ご意見への対応状況としましては、今後参考とするものが1件となっております。

意見内容につきましては、「使用料・手数料の増額改定や冬期加算料の新設はやむを得ないと理解するが、今後再エネ活用などにより現行料金の据え置きや減額が可能ではないか」というものでございます。検討内容については、「使用料及び手数料の改定にあたっては、原価計算に基づいて検討を行うことから、再エネの活用などにより市の負担が減れば、据え置きまたは減額が可能になる場合があるものとする」としております。

なお、検討結果につきましては、市のホームページにて公表を行っており、広報いしかりにおいても今後公表を行う予定でございます。

以上ご報告いたします。

#### ●事務局（武田課長）

本日の審議会では、こうしたパブリックコメントで寄せられた市民のご意見も踏まえながら、使用料、手数料等改定案の妥当性についてご審議を賜りたいと存じますので、よろしくお願いたします。

では、以降の進行については、吉田会長にお願いたします。

#### ●吉田会長

それでは、只今から審議に移ります。

前回に引き続き、使用料、手数料等の改定について審議していきます。本日の審議内容をもって答申の予定となっておりますので、委員の皆様の活発なご議論をよろしくお願いいたします。

はじめに、市民の方から寄せられた意見、パブリックコメントについて先ほど事務局から報告がありましたが、この内容についてご質問や確認などありませんか。

(発言なし)

●吉田会長

それでは次に、前回の審議会で委員の皆様から出された質問のうち、第2回審議会までに事務局の方で調査した上で回答するとしていたものがいくつかありましたので、まずその点について事務局から説明をお願いします。

●事務局（青山主査）

前回7月3日の審議会で出されたご意見やご質問のうち、私の方で回答をご用意いたしましたのでお答えいたします。

まず、斎場施設の火葬炉の使用料の料金体系についてでございますが、13歳以上と13歳未満という料金区分がありまして、その「市内」と「市外」の利用料金の差がおおよそ7倍程度となっているのですが、その考え方についてというご質問がありましたので、改めてご説明したいと思います。

火葬炉につきましては現在、現行で満13歳以上の市外在住者を火葬する場合は、市内の方の使用料に対し7倍の金額をいただくこととなっており、改定後も同様に7倍の料金設定という案を持っております。

ご質問は、満13歳未満の市外在住者を火葬する場合、現行は市内の方に対して約7.6倍の金額であるのに対し、改定後は約7.7倍となり、その差の根拠を明確にする必要があるのではないかというものでしたが、こちらは、原価計算に基づいて斎場施設の改定率を、現行料金の20%とした上で、100円未満の端数を切り捨てる調整をしていることが要因であり、改定前との倍率に大きな差は認められないことから、提案どおりの改定案で進めさせていただきたいという風に考えております。

続いて、パークゴルフ場についてです。いくつかご質問をいただいておりますが、まず高齢者の健康増進の観点から福祉利用割引券の増額とセットでできないかというご意見です。それから、利用者が減って原価計算の単価が高くなる、これに関しては、如何に人を呼んで原価を抑えるかという観点が必要ではないかといったご意見いただいております。さらに、高齢者向けの料金の改定は、老齢基礎年金の改定率を基に計算してはどうかというご意見もいただいております。

まず、一つ目の福祉利用割引券との関係ですが、今回、先ほど報告したパブリックコメントと同時期の8月に、福祉部の方から福祉利用割引券の見直しについて、同様にパブリックコメントを実施していたところです。その見直しの内容としては、対象年齢の変更はありますが、高齢者の健康増進の観点から従来の2,000円を5,000円に増額するというもので、こちらについてはいただいたご意見の内容に沿うものと言いますか、増額とセットという結果として、そういう形で今検討している段階であるということです。

続いて如何に人を呼び込むかという点についてですが、こちらについては原価を抑えるという観点からも極めて重要な点であることは認識しております。その点において、施設の具体的な運営はパークゴルフの指定管理者が行っているということから、今後、指定管理者が人を呼び込んで施設を盛り上げていくような創意工夫を行っていただけるように、担当所管と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

続いて老齢基礎年金との関係ですが、令和5年度から6年度に改定された老齢基礎年金の引き上げ率は国の方で原則2.7%と発表されており、これをパークゴルフの一日券の現行金額に対する改定率として計算すると、改定の幅は13~16円程度となります。前回の配布資料にあるように、現在の利用実績に基づく原価計算では1日あたり1,600~2,200円の原価となっており、老齢基礎年金の改定率を用いると、かかっているコストの回収に及ばないことから、高齢者の健康増進という趣旨を持つパークゴルフ場についても他の施設と同様、原則どおり原価計算による改定を行いたいと考えているところです。一方で急激な負担増加とならないよう、原則としての改定率を用いず、負担緩和となるよう配慮した使用料の改定案を提案しているところであります。

続いてごみの処理の関係のご質問でしたが、今回の提案では、事業系の廃棄物の方だけを上げるということから、その理屈の整理が必要ではないかというご意見でございました。原価計算では一般市民向けのごみ袋も改定すべきという結果になっておりますが、前回ご説明したとおり今年度から燃えるごみに関する広域処理の検討を開始しており、ごみ袋の料金にそれがどう影響するのか不透明な部分もあることから、

今回の改定は見送りたいということでした。一方で、ごみ処理全体に対する手数料の負担率は低い状況になっていることから、ごみの処理手数料は札幌市と同等の水準になる改定案として提案させていただき、ごみ処理手数料全体の中でも今回は事業系を先行して改定するものとなっております。

なお、事業系一般廃棄物については前回もご紹介したところではございますが、札幌市が10kgあたり200円であり、今回の提案どおり石狩市が180円に改定したとしてもなお札幌市よりは安いという状況であります。現状について、石狩市120円、札幌市200円、千歳市180円、江別市200円、恵庭市は現在217円ですが来年度から240円に改定するというようになっています。北広島市は170円です。石狩市は長く据え置いてきたという状況も踏まえての今回の改定案となっております。

最後に道路占用料についてですが、現在の道路占用料の収入額と改定案による影響額が如何ほどかという質問でございました。令和5年度の道路占用料は市全体として約3,400万円の収入がありました。令和4年度は3,300万円ですが、この年度が特に多いとか少ないとかという状況ではないかなと思っております。今回の改定案によって約500万円が減額・減収となる見込みで試算しております。

前回いただいたご質問に対する回答としては以上になります。

●吉田会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明のあった内容について、何かご意見や確認などはありませんか。

(発言なし)

●吉田会長

よろしければ、次に進みます。前回の審議会に引き続き、使用料、手数料等の改定案について、審議を行いたいと思います。前回配布の資料に基づいて、改めてご意見をいただき、最終的な答申案をまとめていきたいと思います。

まず資料の7ページから9ページ、改定の基本的考え方について、ご意見やご質問などございませんでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

この内容については審議にあたって最初に確認した内容ですので、なければ次に進みます。次に資料の10ページから13ページ、施設使用料等の改定案について、ご意見やご質問などございませんでしょうか。

●住吉副会長

原価計算を基にしていると思うのですが、改定前と改定後で公費の負担率は変わるのでしょうか。

●事務局(佐々木部長)

資料の8ページに性質別分類ごとの負担割合というものがございまして、第1分類から第4分類まであります。これに基づいて、第1分類であれば公費は100%負担で受益者は0%、逆に第3分類でいきますと公費負担は0%で受益者は100%という負担割合に基づきます。ただし、原価計算の結果、それを100%適用してしまいますと急激に値上がりしてしまいます。そういう部分につきましては、基本方針にもありますが1.5倍から2倍までということで50%から100%増までの範囲で収め、さらに、ものによっては先ほどの斎場施設関係のように20%にとどめようといったようなことを考えながら今回の改定案としてまとめているところです。

●住吉副会長

確認ですが、これを超えることはないということですよ。決められた公費と受益者負担との50%の基準は全部満たしている中で、さらに公費が負担しているということですよ。

●事務局（佐々木部長）  
そのとおりです。

●吉田会長  
他にございませんか。  
では次に資料の14ページ、手数料改定案について、ご意見やご質問などございませんでしょうか。

（発言なし）

最後に資料の15ページから16ページ、道路と河川の占用料改定案について、ご意見やご質問などございませんでしょうか。

（発言なし）

そのほかよろしいでしょうか。全体を通してでも構いません。委員の皆様からご質問や確認などありませんか。

●西野委員  
前回パークゴルフ場の関係で、福祉利用割引券の意見を出しましたが、大変高齢者に優しい結果となつて良かったと思っております。健康づくりという観点で私はずっとお話をさせていただいておりますけれど、おそらく来年度は利用者も増えるのではないかと期待しているところです。ありがとうございました。

●吉田会長  
他にいかがでしょうか。  
それでは、委員の皆様のご意見もまとまりましたので、審議会として答申を作成するうえで、主な項目ごとに、改定案の内容をもう一度確認した上で、是非について審議していくこととします。資料の10ページをご覧ください。

まず墓地使用料、管理料ですが、諮問された内容は、資料にあるように、現行の使用料にそれぞれ20%を加算するものとなっています。改定の理由は、維持管理コストの増加です。再度確認のためご質問をお受けいたしますが、いかがでしょうか。

（発言なし）

●吉田会長  
特に質問がないようですので、これに関しては妥当だと判断してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

●吉田会長  
それでは妥当ということで判断いたします。  
続いて斎場施設ですが、諮問された内容は、現行の使用料にそれぞれ20%程度を加算するものとなっています。改定の理由は、維持管理コストの増加です。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

（発言なし）

●吉田会長  
この件はご質問もいただいて、協議してございますので、この内容で妥当だと判断したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

それでは次に進みます。

続いて浴室施設ですが、諮問された内容は、花川北憩の家、厚田憩の家、横町寿の家の浴室と、花川南コミュニティセンターの浴室及び談話室の使用料について、現行150円のところをそれぞれ200円に改定するものとなっています。改定の理由は、維持管理コストの増加です。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

特に質問がないようですので、これに関しては妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

続いて冬期加算料の新設についてです。資料の11ページから13ページをご覧ください。諮問された内容は、花川南・北・八幡・望来・浜益の各コミュニティセンターと厚田総合センターのアリーナ及び多目的ホール、保健福祉センターの交流活動室、各小中学校屋内体育館、多目的スポーツ施設とB&G海洋センター、浜益スポーツセンターのアリーナ専用利用における冬期加算料として1時間あたり300円、あるいは多目的スポーツ施設においては利用区分に応じた金額を新設するものとなっています。新設の理由は光熱費の高騰で、市や学校、教育を目的とする団体等を除き減免の対象外となっております。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

特に質問がないようですので、これに関しては妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

妥当と判断いたします。

続いてパークゴルフ場ですが、諮問された内容は、現行の使用料にそれぞれ15%から40%程度を加算するものとなっています。改定の理由は、維持管理コストの増加です。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

これは先ほど西野委員から高齢者に対する部分で配慮が今後されるということになっているようですので、妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

妥当ということで判断いたします。

続いて多目的スポーツ施設です。資料の12ページをご覧ください。諮問された内容は、先ほどの冬期加算料新設に伴い、アリーナ使用料の「夏期」「冬期」区分を廃止した上で使用料を現行の夏期料金に統一するものです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

先ほどの冬期加算料の新設に関連した部分ですので、これに関しては妥当だと判断させていただくということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

妥当ということで判断いたします。

続いて浜益スポーツセンターです。資料の13ページをご覧ください。諮問された内容は多目的スポーツ施設と同様、アリーナ使用料の「夏期」「冬期」区分を廃止した上で、2分の1面の使用料を850円に、全面を1,700円に改定するものです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

これについても、冬期加算料の新設に関連した部分ですので、妥当だと判断させていただくということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

妥当ということで判断いたします。

続いてスポーツ広場ですが、諮問された内容は、ソフトボール場1時間当たりの使用料1,100円を1,200円に、サッカー場1,500円を1,800円に、夜間照明使用料1,200円を1,000円に改定するものです。改定の理由は、ソフトボール場・サッカー場については維持管理コストの増加、夜間照明についてはLED化による光熱費の減少です。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

特に質問がないようですので、これに関しては妥当だと判断させていただくということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

施設使用料の最後といたしまして、海水浴場の駐車場ですが、諮問された内容は、川下海浜施設及び石狩浜海水浴場の駐車場使用料について、現行の使用料に20%から70%を加算し、資料13ページに記載の使用料に改定するものとなっています。改定の理由は、維持管理コストの増加です。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

特に質問がないようですので、これに関しては妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

続いて手数料に移ります。資料の14ページをご覧ください。

まず証明等手数料ですが、諮問された内容は、所得に関する証明、納税証明、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、自動車保管場所使用承諾証明について、それぞれ現行の1件あたり350円を400円に改定するものです。改定の理由は、原価計算によるものです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

特に質問がないようですので、これに関しては妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

次に資源物処理手数料ですが、諮問された内容は、事業系資源物処理手数料について、現行の10kgあたり90円を130円に改定するものです。改定の理由は、原価計算によるものです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

特に質問がなく、これに関しては前回の審議会でも質問があり、回答をいただいておりますので妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

妥当ということで判断いたします。

次に廃棄物処理手数料ですが、諮問された内容は、家庭廃棄物処理手数料は現行の10kgあたり80円を120円に、事業系一般廃棄物処理手数料は現行の10kgあたり120円を180円に、し尿・浄化槽汚泥処理手数料は現行の10あたり7円を10円に、それぞれ改定しようとするものです。改定の理由は、原価計算によるものです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

●西野委員

さきほど各市町村の結果もお知らせいただいたのですが、石狩市は管内の市町村の中では低額となっておりますが、その理由はあるのでしょうか。

●事務局(佐々木部長)

前回の審議会の時にもお話をさせていただいたかもしれませんが、現在の料金が平成18年に設定して以

来、据え置きで現在まで至っております。その途中で原価計算によるコストの見直しをしてきたとは思いますが、その都度改定を見送ってきており、今日に至って、管内の他市との差につながっていると思っております。この審議会では過去の会議の中でも3年に1度という定期的な改定サイクルを遵守して進めるべきだというご意見もございましたので今回につきましては改定を見送らず、かつ、管内他市の水準近くに引き上げるということでご提案させていただいたところでございます。

●吉田会長

他にございますか。これに関しては妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

次にその他として、証明書等のコンビニエンスストア等による発行についてですが、諮問された内容は、戸籍謄抄本等6つの証明書等発行手数料について、市民の利便性向上を図るため、コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを利用して取得する場合、市役所窓口における発行手数料からそれぞれ100円減額しようとするものです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

●長谷川委員

さきほど証明等手数料で350円から400円に上がると説明がありましたが、市の窓口の発行手数料から100円減額ということは、400円から100円減額して300円になるということでしょうか。

●事務局(佐々木部長)

この別表2の表が少しわかりにくいのですが、上の方の所得に関する証明を今回350円から改定案として400円としています。下の方にいきますと、下から2行目の所得に関する証明が今回の改定案である400円から100円減額の300円になります。上と下の表がすべて対応しているということではございません。今回改定しなかった窓口証明手数料についてもコンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用した証明書発行の時には100円を減額するという改定案となっております。

●吉田会長

よろしいですか。他にございませんでしょうか。

●西野委員

どの時点か記憶がないのですが、マイナンバーカードの普及という意味合いもあったのか、過去にコンビニエンスストアで発行すると市役所での交付よりも安くなるということがあったと思うのですが、今回の100円減額の改定は、期間限定というか、ある時期になったらまた元の金額に戻るようになるのでしょうか。

●事務局(佐々木部長)

今回の改定案につきましては、基本的にはマイナンバーカードを利用した証明書等の発行については、コンビニエンスストアの100円減額を続けたいと考えております。過去に令和5年の1月から令和6年の3月まで試行的に、コンビニの場合は100円引きではなく、100円で交付するというのを、マイナンバーカードの普及促進も含めて行っていたのですが、今回は今後の恒久的な措置として、コンビニ交付の場合はマイナス100円というのを制度化しようとするものであります。

●吉田会長

他にございますか。これに関しては妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

妥当と判断いたします。

続いて資料の15ページをご覧ください。道路占用料の改定について、資料にあるとおりの内容で諮問されております。道路占用料は、道路法の規定に基づき徴収していることから、法律に定める額を基準として改定しようとするものです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

特に質問がないようですので、これに関しては妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

最後に資料の16ページをご覧ください。河川占用料の改定について、資料にあるとおりの内容で諮問されております。河川占用料は、河川法の規定に基づく北海道における法施行条例に定める額を基準として徴収していることから、同条例を基準に改定しようとするものです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言なし)

●吉田会長

特に質問がないようですので、これに関しては妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

妥当と判断いたします。

以上で、本審議会に諮問されたすべての内容について審議を行い、答申に向けた方向性を委員の皆様と確認いたしました。これを持ちまして審議を終了してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

このあと答申の予定となっておりますが、事務処理の作成等に時間を要しますので、答申につきましては、本日の審議内容を踏まえ、私にご一任頂ければと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●吉田会長

それでは、そのようにさせて頂くことといたしまして、本日の審議は終了したいと思います。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。事務局に進行をお返しいたします。

●事務局（武田課長）

委員の皆様におかれましてはご審議を賜り誠にありがとうございました。

今後の予定ですが、本日答申案としてまとめていただきました内容をもとに、11月の石狩市議会総務常任委員会へ報告し、12月に予定しております市議会定例会において、各施設の利用料及び手数料に係

る条例改正案を提案させて頂く予定としております。

2度にわたる審議会におきまして、市の使用料手数料等の改定について、様々な視点からご意見を賜りご審議いただきましたことに改めてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。  
事務局からは以上です。

●吉田会長

それでは本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

議事録確定 令和6年10月16日

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 吉 田 保 雄